

■高額療養費の現物給付における所得区分等

<国民健康保険—70歳未満>

	所得区分	自己負担限度額（1月当たり） 【入院・外来】	レセプト 特記事項 への記載	レセプト摘要 (備考)欄への記載	限度額適用・標準 負担額減額認定証 (適用区分)	限度額適用認定証 (適用区分)
70 歳 未 満	旧ただし書き 所得 901 万円超 (ア)	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% < 多数該当 140,100 円 >	26 区ア	—	—	ア
	旧ただし書き 所得 600 万超 901 万円以下 (イ)	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% < 多数該当 93,000 円 >	27 区イ	—	—	イ
	旧ただし書き 所得 210 万超 600 万円以下 (ウ)	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% < 多数該当 44,400 円 >	28 区ウ	—	—	ウ
	旧ただし書き 所得 210 万以下 (エ)	57,600 円 < 多数該当 44,400 円 >	29 区エ	—	—	エ
	住民税非課税 (オ)	35,400 円 < 多数該当 24,600 円 >	30 区オ	—	オ	オ

※平成 30 年 8 月診療分からの高額療養費の改正において、70 歳未満については変更はありません。

<国民健康保険—70歳～74歳まで>

【平成30年8月診療分から】

70歳～74歳	所得区分	自己負担限度額（1月当たり）		レセプト特記事項への記載	レセプト摘要（備考）欄への記載	限度額適用・標準負担額減額認定証（適用区分）	高齢受給者証（一部負担金の割合）
		入院	外来				
	現役並みⅢ	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% <多数該当 140,100円>		26区ア	—	現役並みⅢ	3割負担
	現役並みⅡ	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% <多数該当 93,000円>		27区イ	—	現役並みⅡ	3割負担
	現役並みⅠ	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% <多数該当 44,400円>		28区ウ	—	現役並みⅠ	3割負担
	一般	57,600円 <多数該当 44,400円>	18,000円	29区エ	—	—	2割負担（※2）
	低所得Ⅱ	24,600円	8,000円	30区オ	低所得Ⅱ（※1）	Ⅱ	2割負担（※2）
	低所得Ⅰ	15,000円			低所得Ⅰ（※1）	Ⅰ	2割負担（※2）

【平成30年7月診療分まで】

70歳～74歳	所得区分	自己負担限度額（1月当たり）		レセプト特記事項への記載	レセプト摘要（備考）欄への記載	限度額適用・標準負担額減額認定証（適用区分）	高齢受給者証（一部負担金の割合）
		入院	外来				
	現役並み所得者	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% <多数該当 44,400円>		—	—	—	3割負担
	一般	57,600円 <多数該当 44,400円>	14,000円	—	—	—	2割負担（※2）
	低所得Ⅱ	24,600円	8,000円	—	低所得Ⅱ（※1）	Ⅱ	2割負担（※2）
	低所得Ⅰ	15,000円			低所得Ⅰ（※1）	Ⅰ	2割負担（※2）

※平成30年8月診療分から70歳以上の患者のレセプトには、「26区ア」から「30区オ」のいずれかを特記事項欄に記載することが必須となります。

※1：70歳以上の外来診療において、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が提示された場合は、高額療養費が現物給付された方に限り、摘要(備考)欄に「低所得Ⅰ」又は「低所得Ⅱ」の記載が必要となります。

※2：70歳から74歳の一般及び低所得者Ⅰ・Ⅱの2割の一部負担金は、平成26年4月1日までに満70歳となった方は、引き続き1割となります。

<後期高齢者医療制度>

【平成30年8月診療分から】

	所得区分	自己負担限度額（1月当たり）		レセプト 特記事項 への記載	レセプト摘要 (備考)欄への記載	限度額適用・標準 負担額減額認定証 (適用区分)	後期高齢者 医療被保険者証 (一部負担金の割合)
		入院	外来				
後期 高齢 者 医 療 被 保 険 者	現役並みⅢ	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% <多数該当 140,100円>		26区ア	—	現役並みⅢ	3割負担
	現役並みⅡ	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% <多数該当 93,000円>		27区イ	—	現役並みⅡ	3割負担
	現役並みⅠ	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% <多数該当 44,400円>		28区ウ	—	現役並みⅠ	3割負担
	一般	57,600円 <多数該当 44,400円>	18,000円	29区エ	—	—	1割負担
	低所得Ⅱ	24,600円	8,000円	30区オ	低所得Ⅱ（※3）	Ⅱ	1割負担
	低所得Ⅰ	15,000円			低所得Ⅰ（※3）	Ⅰ	1割負担

【平成30年7月診療分まで】

	所得区分	自己負担限度額（1月当たり）		レセプト 特記事項 への記載	レセプト摘要 (備考)欄への記載	限度額適用・標準 負担額減額認定証 (適用区分)	後期高齢者 医療被保険者証 (一部負担金の割合)
		入院	外来				
後期 高齢 者 医 療 被 保 険 者	現役並み所得者	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% <多数該当 44,400円>		—	—	—	3割負担
	一般	57,600円 <多数該当 44,400円>	14,000円	—	—	—	1割負担
	低所得Ⅱ	24,600円	8,000円	—	低所得Ⅱ（※3）	Ⅱ	1割負担
	低所得Ⅰ	15,000円		—	低所得Ⅰ（※3）	Ⅰ	1割負担

※平成30年8月診療分から70歳以上の患者のレセプトには、「26区ア」から「30区オ」のいずれかを特記事項欄に記載することが必須となります。

※3：後期高齢者医療被保険者の外来診療において、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が提示された場合は、高額療養費が現物給付された方に限り、摘要(備考)欄に「低所得Ⅰ」又は「低所得Ⅱ」の記載が必要となります。